

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年2月13日(2020.2.13)

【公開番号】特開2019-115801(P2019-115801A)

【公開日】令和1年7月18日(2019.7.18)

【年通号数】公開・登録公報2019-028

【出願番号】特願2019-84584(P2019-84584)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月26日(2019.12.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球を用いた遊技が行われる遊技盤と該遊技盤を収容する遊技機枠とを備える遊技機であって、

遊技機外部から遊技球を受け入れて下流側に誘導すると共に異物を下方に落下させ得る放出孔が少なくとも一部に形成される遊技球供給部と、

前記放出孔の下方に配置され、電子部品が実装される基板を収容すると共に通気孔が形成される基板ケースと、

前記遊技球供給部と前記基板ケースとの間に設けられると共に、前記遊技機の前後方向に所定の幅を有する上板部材と、

前記基板ケースの後方に設けられると共に、前記遊技機の上下方向に所定の長さを有する裏カバー部材と、

を備え、

前記基板ケースは複数設けられ、

前記放出孔は、前記遊技盤が前記遊技機枠に取り付けられた状態にて前記複数の基板ケースのうち特定の基板ケースの背面となる壁部よりも後方に形成され、

前記上板部材と前記裏カバー部材とが当接状態で設けられるものであり、当該当接状態を解除して前記裏カバー部材だけを移動させることができるとされる、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

従来より、球タンクからの遊技球を下流側へ導くタンクレールを備える遊技機が提案されている(例えば、特許文献1)。このタンクレールには、遊技球によって生ずる異物を排出する孔が設けられていた。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【特許文献1】特開2013-215440号公報(図2)

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

ところが、タンクレールに設けられる孔から落下する異物がタンクレールの下方に配置される制御基板に付着すると、電気的なトラブルが生じて制御基板に不具合が発生したり、誤動作したりする等の原因となっていた。最近の制御基板では、制御対象の数が増大することによりコネクタのピン間隔が狭くなり、コネクタの数が増大することでコネクタの間隔が狭くなっていると共に、さらに、I Cのピン間隔が小さくなっているため、タンクレールからの落下異物による電気的なトラブルの対策を講ずる必要がある。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、タンクレールからの落下異物による電気的なトラブルを防止することができる遊技機を提供することにある。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

(解決手段1)

遊技機において、

「遊技球を用いた遊技が行われる遊技盤と該遊技盤を収容する遊技機枠とを備える遊技機であって、

遊技機外部から遊技球を受け入れて下流側に誘導すると共に異物を下方に落下させ得る放出孔が少なくとも一部に形成される遊技球供給部と、

前記放出孔の下方に配置され、電子部品が実装される基板を収容すると共に通気孔が形成される基板ケースと、

前記遊技球供給部と前記基板ケースとの間に設けられると共に、前記遊技機の前後方向に所定の幅を有する上板部材と、

前記基板ケースの後方に設けられると共に、前記遊技機の上下方向に所定の長さを有する裏カバー部材と、

を備え、

前記基板ケースは複数設けられ、

前記放出孔は、前記遊技盤が前記遊技機枠に取り付けられた状態にて前記複数の基板ケースのうち特定の基板ケースの背面となる壁部よりも後方に形成され、

前記上板部材と前記裏カバー部材とが当接状態で設けられるものであり、当該当接状態を解除して前記裏カバー部材だけを移動させることができるとされる、」

ことを特徴とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 1 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 7】

本発明の遊技機においては、タンクレールからの落下異物による電気的なトラブルを防止することができる。